

2020年6月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 あ み や き 亭 代表者名 代表取締役会長兼社長 佐藤 啓介 (コード: 2753 東証第1部、名証第1部) 問合せ先 常務取締役管理本部長 千々和 康 (TEL. 0568-32-8800)

取締役の報酬体系変更に関するお知らせ

当社は、2020年6月19日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役(社外取締役を除く)の報酬額、決定方法及び株主価値向上連動型株式報酬制度を導入することについて、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1. 取締役(社外取締役を除く)の報酬体系の変更
- (1) 現在当社の取締役の報酬体系は、固定報酬中心で、2001年6月28日開催の第6回 定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内(社外取締役 を含む。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいており、その報酬限度額 の範囲内にて、決定することとしております。
- (2) ストックオプションによる報酬額については、別途 2015 年 6 月 10 日開催の第 20 回 定時株主総会の決議により、取締役(社外取締役を含む)に対して付与する株式報酬型 ストックオプション(新株予約権)の割当金額は、年額 100 百万円(うち、社外取締役3 百万円。但し、使用人分給与は含まない)以内であり、かつその個数は 200 個(うち社外取締役は6個)以内と決議いただいており、その報酬限度額の範囲内にて決定することとしております。
- (3) 今般、2021年3月期以降の取締役(社外取締役を除く)の報酬等について、従来の固定報酬に加え、透明性・客観性の確保及び当社グループの企業価値向上に向けた

経営を推進するためのインセンティブとして、取締役(社外取締役を除く)の報酬等に 業績連動報酬及び株主価値向上連動型株式報酬制度を導入することといたしました。

2. 取締役の報酬制度に関する基本方針

取締役(社外取締役を除く)に対する報酬制度について、以下に掲げる基本方針を決定しました。

- (1) 株主との価値共有や株主重視の経営意識を高める制度であること。
- (2) 当社グループの企業価値向上に向け、経営陣の業績責任を明確にできるもの。
- (3) 当社グループの持続的成長に向けたインセンティブとして機能するもの。
- (4) 当社取締役が担う役割と責務を遂行するに相応しい優秀な人材を確保・維持できる報酬水準であること。

3. 取締役の報酬等の決定方法

2021年3月期以降の当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、「固定報酬」、「業績連動報酬」、及び「株主価値向上連動型株式報酬」とで構成することといたしました。

(1) 固定報酬

- ア. 固定報酬は、基本報酬・職責報酬・役割報酬の3つの要素を基に、月額固定報酬として支給します。
- イ. 固定報酬については、代表取締役が固定報酬額決定に関する方針を取締役会に示し、「業績連動報酬」も含めた総額が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であることを前提に、担当職務、当該期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し、取締役会に報告いたします。

(2) 業績連動報酬

ア.上記の固定報酬に加え、各取締役(社外取締役を除く)の職責に基づき、事業年度毎の会社業績向上に対する意識を高め、単年度の業績指標の目標値に対する達成度合に応じた業績連動係数を定め、これを役位別の基準額に乗じた業績連動報酬を支給します。 (※) 基準額・・・期初の取締役会で審議される役員賞与の予算額。

イ. 決定方法

- (ア)公表経常利益の目標達成度合をS~Dまでの6ランクで評価します。
- (イ)公表売上高、公表経常利益、公表親会社株主に帰属する当期純利益の達成・未達成の組合せを8グレードの事業計画達成度で評価します。
- (ウ) 役位毎、公表経常利益の目標達成度合、事業計画達成度の組合せでテーブルを作成 し、業績連動係数を定めます。
- ウ.業績連動報酬は、役位別の基準額に業績連動係数を乗じたものとします。
 - *上記に用いる指標は、全て4月公表の決算短信記載の当該事業年度の連結売上高、

連結経常利益、連結親会社株主に帰属する当期純利益とします。

エ. 当該指標を採用した理由

業績連動報酬における評価指標としては、当社グループの成長度合いを示す「連結売上高」、1事業年度の当社グループの経営成績を示す「連結経常利益」及び当社グループの当期の企業活動の最終的な利益である「連結親会社株主に帰属する当期純利益」とします。また、公表計画に対する責任を明確にするため「事業計画達成度」を採用することとします。

オ. 業績連動報酬の報酬限度額

取締役(社外取締役を除く)に支給する業績連動報酬は、取締役(社外取締役を含む)の固定報酬と合算で、年額300百万円以内(2001年6月28日開催の第6回定時株主総会の決議による報酬限度額)以内です。

- (3) 株主価値向上連動型株式報酬(株式報酬型ストックオプション(新株予約権))
 - ア. 2015 年 6 月 10 日開催の第 20 回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を含む)を対象に、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度を導入することが決議されております。なお、本件新株予約権に関わる報酬等の総額は、年額 100百万円(うち、社外取締役分は3百万円。ただし、使用人分給与は含まない。)の範囲内とします。
 - イ. 株主価値向上連動型株式報酬(株式報酬型ストックオプション(新株予約権)は、 2001年6月28日開催の第6回定時株主総会の決議による取締役報酬限度額300百万 円の枠外となるものです。
 - ウ. 指標は、株式時価総額の増加額とし、増加額に役位ポイントを乗じて、支給株式の 数を取締役会で決定します。
 - エ. 株式報酬型ストックオプション (新株予約権) 制度の導入の理由 本制度の導入理由は、当社の取締役 (社外取締役を除く)が、当社の業績や株式価値 との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株 主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献に対する意欲や士気 を一層高めるためであり、その達成度合の対価として、当社取締役(社外取締役を除 く)に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるもの です。

以上